

**記入例**

**合意確認書**

広島市テナントオーナー支援事業補助金の申請者である賃貸人と、賃貸人から事業用に物件を賃借している賃借人は、賃貸人が広島市テナントオーナー支援事業補助金を申請するに当たって、以下の事項について合意したことを確認する。

1 賃貸人と賃借人の間で締結している賃貸借契約書等に定める賃料について、次のとおり減額していること。

<対象となるテナント>

(お店等の住所) 広島市 **中** 区 **紙屋町●-●-● ▲■ビル**

(お店等の名称) **お好み焼き 安芸家**

(お店等の業種: 飲食業、小売業、美容業等) **飲食業**

減 (例) 令和3年1月~3月分の月額家賃55万円(税込)を半額(27万5千円)に減額(△50%)した場合

対象年月日	減額前の賃料額(税抜)	減額後の賃料額(税抜)	減額率	減額した額(税抜)	③×2/3 千円未満の端数は切捨て 【④】	申請金額 ④、20万円のいずれか少ない金額	減額賃料振込日(予定日)
	消費税分(10%)を割り戻す(55万円÷1.1、27.5万円÷1.1)						
3年1月	500,000円	250,000円	50%	250,000円	166,000円	166,000円(A)	12/30
2月	50万円 - 25万円 = 25万円		50%	×2/3=166,666円(千円未満切捨て)	16万6千円<20万円(上限)なので補助額は16万6千円/月		減額後の家賃が口座(通帳)に振り込まれる日を記入
3月	500,000円	250,000円	50%				
申請金額 合計(A)+(B)+(C)					498,000円		

2 賃借人が、次の(1)から(4)の要件を満たしていること。

- (1) 広島市テナントオーナー支援事業補助金交付要綱(以下「要綱」という。)第4条第1項に規定する者(中堅企業、中小企業、個人事業者等)であること
- (2) 新型コロナウイルス感染症発生後、オーナーとテナントが、「同一人である場合(第2号)」、「配偶者又は二親等以内の親族関係にある場合(第3号)」、「会社法で定める親会社と子会社の関係にある場合(第4号)」に該当しないこと。
- (3) 今後も継続して賃貸借契約を締結する旨を明記していること。
- (4) その他、要綱第4条第2項第1項(暴力団等)に該当しないこと。

3 賃貸人と賃借人が、要綱第4条第2項第2号から第4号までに該当しないこと。

4 賃借人の国の家賃支援給付金の申請状況 (いずれかの口に☑チェックを記入)

交付申請書の申請日以前の日を記入(合意後に申請をお願いします。)  
※令和2年8月19日以降の日となります

申請済み (7月に申請)

申請予定( )月に申請予定)

申請(該当)しない

令和2年 12月1日

賃貸人(申請者)

住所 **広島市中区紙屋町●-●-●**

法人名・役職 **広島産業株式会社 代表取締役**

氏名 **広島 市太郎** (印)

賃借人  
テナント事業者

住所 **広島市中区大手町 ●-●-●**

法人名・役職 **有限会社安芸**

氏名 **安芸 市子** (印)

他の申請書類と同一の印鑑

テナント事業者の住所(店舗の住所ではありません。)